

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会表彰規程

第1条 新潟県内において社会福祉事業に功績のあった者、社会福祉活動が優秀な団体、個人及び社会福祉事業に協力した功績顕著な企業、団体を表彰し、その功績を讃え、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

第2条 表彰は、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 民生委員児童委員でその功績顕著な者。
- (2) 社会福祉団体の役員でその功績顕著な者。
- (3) 優秀な社会福祉活動を継続している団体、個人。
- (4) 社会福祉事業に協力している功績顕著な企業、団体。
- (5) 社会福祉事業における永年勤続功労者。

2 市町村社会福祉協議会長又は市町村長の表彰を受けたことのある者とする。

ただし、前項第1号「民生委員児童委員」及び第5号「社会福祉事業における永年勤続功労者」についてはこの限りでない。

3 会長が特に必要と認める場合、特別表彰を行うことができるものとする。

第3条 前条第1項第1号に該当する者の資格は、次の各号のいずれの条件をも有する者とする。

- (1) 民生委員児童委員の現職であること。
- (2) 民生委員児童委員としての在職期間が15年以上であること。

第4条 第2条第1項第2号に該当する者の資格は、次の各号のいずれの条件をも有する者とする。

- (1) 民間の社会福祉団体等の役員で現職であること。
- (2) 社会福祉団体等の役員としての在職期間が15年以上であること。

第5条 第2条第1項第3号に該当する者の資格は、その活動が10年以上継続されているものとする。

第6条 第2条第1項第4号に該当する者の資格は、その活動が5年以上継続されているものとする。

第7条 第2条第1項第5号に該当する者の資格は、次の各号のいずれの条件をも有する者とする。

- (1) 民間の社会福祉施設若しくは社会福祉団体、社会福祉協議会の職員で現職であること。
- (2) 社会福祉事業に30年以上勤続した者であること。

第8条 表彰は会長名の表彰状と記念品を贈ることによって行う。

第9条 表彰は、別に定める様式により市町村社会福祉協議会会長又は社会福祉団体の長の推薦した者につき、選考委員会で決定する。ただし、第2条第1項第4号に該当する企業、団体及びこの会の職員については会長の決するところによる。

2 選考委員会はその都度、会長の委嘱する委員若干名をもって組織する。

第 10 条 社会福祉事業関係の功により、次の各号のいずれかに該当する表彰又は感謝を受けた者は、表彰を行わない。

- (1) 叙勲、藍綬褒章、黄綬褒章、緑綬褒章を受けた者。
- (2) 厚生労働大臣及び新潟県知事から表彰又は感謝を受けた者。
- (3) 全国社会福祉協議会長及び本会会長から表彰又は感謝を受けた者。

附 則

- 1 この規程は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成 2 年 7 月 5 日から適用する。
ただし、第 2 条第 2 項の規定は、平成 5 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。
- 3 この規程の一部改正は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規程の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この規程の一部改正は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この規程の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この規程の一部改正（第 2 条、第 10 条）は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。
- 8 この規程の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

特 別 表 彰 実 施 要 項

1 趣 旨

永年にわたり社会福祉事業の増進に寄与した者を福祉各法並びに各制度創設を5年ごとに記念し、記念に関わる団体を、新潟県社会福祉協議会表彰規程第2条第3項に基づいて特別に表彰し、社会福祉事業の発展に資する。

2 表 彰 者

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会会長

3 表彰の対象

市区町村の区域以上を活動範囲として10年以上活発に活動している当事者団体で別表に定めるものの。

4 表彰の除外

既往において厚生労働大臣、新潟県知事、全国社会福祉協議会会長又は新潟県社会福祉協議会会長の表彰を受けたものは表彰の対象としない。

5 被表彰者の推薦

原則として、市町村社会福祉協議会会長の推薦するものとする。

6 表彰の方法

毎年開催される新潟県民福祉大会の席上において、新潟県社会福祉協議会会長より表彰する。

[別表]

表 彰 対 象 団 体 一 覧 表

福祉各法・各制度	対 象 団 体
民生委員児童委員制度 【大正6(1917)年 済世顧問制度発足】	・ 市町村民生委員児童委員協議会
児童福祉法 【昭和23(1948)年 1月1日施行】	・ 子育て家庭の会等、児童福祉当事者団体
老人福祉法 【昭和38(1963)年 8月1日施行】	・ 市町村老人クラブ連合会 ・ 要援護高齢者家族会等、高齢者福祉当事者団体
母子及び寡婦福祉法 【昭和39(1964)年 7月1日施行】	・ 市町村母子寡婦福祉連合会 ・ ひとり親家庭の会等、母(父)子福祉当事者団体
身体障害者福祉法 【昭和25(1950)年 4月1日施行】	・ 市町村身体障害者団体連合会 ・ 身体障害者家族の会等、身体障害者福祉当事者団体
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 【昭和25(1950)年 5月1日施行】	・ 市町村精神障害者家族会等、精神障害者福祉当事者団体
知的障害者福祉法 【昭和35(1960)年 4月1日施行】	・ 市町村手をつなぐ育成会 ・ 知的障害者家族の会等、知的障害者福祉当事者団体
社会福祉法 【昭和26(1951)年 6月1日施行】 共同募金運動 【昭和21(1946)年 運動開始】	表彰なし